

# 戸沢村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目 標	
<p>戸沢村耐震改修促進計画に定めた目標達成に向け、住宅所有者の経済的な負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、住宅改修事業者の耐震化技術向上、村民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。</p> <p>このため、戸沢村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以降、「アクションプログラム」と呼称する）において、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その達成状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を推進していくことを目標とする。</p>	
2 位置付け	
<p>アクションプログラムは、「戸沢村建築物耐震改修促進計画」「4 住宅建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策」に基づき策定する。</p>	
3 対象区域・対象建築物	
・対象区域	戸沢村全域
・対象建築物	戸沢村内の住宅等建築物

4 取組内容・目標・実績		
計 画	令和6年度取組内容	令和6年度目標
	<p><b>【財政的支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断に対する一部補助を行う事業を実施。</li> <li>木造住宅耐震改修費に対する一部補助を行う事業を実施。</li> </ul> <p><b>【普及啓発等】</b></p> <p>(1)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅所有者にダイレクトメール等での耐震改修の必要性の周知。</li> </ul> <p>※固定</p> <p>(2)耐震診断実施者に対する耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明等により耐震改修を促進。</li> <li>耐震診断実施後一定期間経過しても耐震改修を行っていない対象者に対して電話やダイレクトメール等による耐震改修促進を実施。</li> </ul> <p>(3)改修事業者の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修事業者に対する講習会を県との共催により実施。</li> <li>耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施。（県ホームページ上でも掲載）</li> </ul> <p>(4)一般への周知普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村広報誌等において耐震改修の必要性について周知。</li> <li>村広報誌及び村ホームページ上において、木造住宅耐震改修費用一部補助事業・耐震診断費用一部補助事業について掲載。</li> <li>村役場ロビー等での耐震化に関する普及啓発のパネル展示を年1回実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断費一部補助事業 2件</li> <li>木造住宅耐震改修費一部補助事業 1件</li> </ul> <p><b>前年度の実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断費一部補助事業 0件</li> <li>木造住宅耐震改修費一部補助事業 0件</li> </ul> <p>※広報誌・村ホームページ上で事業に関する募集内容の周知を行うも該当申請の応募が少なかった。</p>
自己評価	前年度（令和5年度）の取組実績	前年度（令和5年度）の課題
	<p><b>【財政的支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断に対する一部補助を行う事業を実施。</li> <li>木造住宅耐震改修費に対する一部補助を行う事業を実施。</li> </ul> <p><b>【普及啓発等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村広報誌(4月号)及び村ホームページ上において住宅リフォーム関連補助内にて木造住宅耐震改修費用一部補助について掲載。</li> <li>村広報誌(7月号)村ホームページ上において木造住宅耐震診断に対する費用一部補助について掲載。</li> <li>税務部局の協力を得て固定資産税通知書送付時に住宅耐震診断・改修補助についてのチラシを実施。</li> <li>7月に役場庁舎玄関ロビーにて防災パネルの展示の実施。</li> </ul>	<p><b>改善策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅所有者への直接的な働きかけの実施（ダイレクトメール等での周知と提案）</li> <li>広報誌・ホームページ上での補助事業周知継続とパネル展示等の普及啓発活動の継続実施。</li> </ul>